復興大臣政務官

小 泉　進 次 郎　殿

要　望　書

〈早期の復興に向けた各種支援について〉

平成 25 年 10 月 13 日

福 島 県 双 葉 郡 葛 尾 村 長　松 本　允 秀

福島県双葉郡葛尾村議会議長　杉 本　宜 信

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所の事故は、過去に例のない大規模な複合災害となり、本村をはじめとする双葉郡及び福島県全体に甚大な損害を与え、いまなお多くの村民が故郷を離れた苦しい避難生活を余儀なくされております。

一方、葛尾村は、平成 24 年 12 月に策定した「第一次葛尾村復興計画」に基づいて、復旧・復興の歩みを進めているところであります。

しかしながら今回の災害を乗り越え、村民が安心して帰村するためには、宅地、田畑は当然のこと、山林や水源も含めた確実な除染、生活環境の整備、雇用の確保に向けた産業・企業の再生及び呼び込み、道路や地域医療体制などのインフラの再構築、これらに必要な土地の造成など様々な難題が山積しています。どの問題も村単独での復興には限界があり、より広域的な復興が必要との認識から、国の総力をあげた支援とその役割に大きな期待をしております。

ついては、村の復興と全村民での帰村を目指す本村にとって、次の対策等が必要不可欠と考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【発電所の安定化について】

（１）原子力発電所プラントの安定について

住民が安心して帰村し本村が復興するには、まず原子力発電所事故の「収束」が必須であり、原子炉の安定した冷却と放射性物質の放出防止、土壌や海洋に出た放射性物質のモニタリング態勢や管理態勢の確立等がその条件となる。

また、人為的ミスの増加は労働条件の悪化がその原因であり、その解決無くして事故の収束は困難である。

国が全力を挙げ、収束させるとともに、廃炉などの「最終処理」への期間を短縮すること。

【損害賠償について】

（２）完全な損害賠償の早期実現について

全ての住民が安定した生活を取り戻すまで、十分な賠償期間を確保するとともに、それぞれの損害に応じて迅速かつ完全な賠償を行うこと。また、賠償に際しては、課税による不利益をなくす特例を措置すること。

①農地・森林の賠償基準を国が前面に出て早急に示し、賠償金の支払を速やかに開始させること。

②全住民が生活の安定を取り戻すまで、十分な賠償期間を確保すること。

③公共事業の補償金に影響されない原子力損害賠償金の取り扱いとすること。

④長期避難により建物の損傷が著しいことから、賠償の増額措置を講じるとともに、建物の修繕に係る費用について全額賠償を行うこと。

⑤築後 50 年程度経過した建物の場合、移転再構築に必要な賠償額になっていないため、帰村後も十分な生活再建ができるような賠償の枠組みとすること。

⑥時効の取り扱いは、全ての被害者が損害賠償請求権を消滅しないよう、法的な担保を明確に定め、住民に周知すること。

【除染について】

（３）徹底した除染の実施について

国の直轄除染が、今春から行われているが、仮置き場の確保、中間貯蔵施設の早期整備、除染に伴い発生すると思われる賠償等の諸問題について早期に方針を示すこと。

また、福島県内においていわゆる手抜き除染が行われていたことは、誠に遺憾であり、再発防止に努めること。

さらに、放射線量の低減目標を明確かつ詳細に提示し、除染の結果、目標が達成できなかった場合には、速やかに再除染を行うこと。

特に、本村においては、水や森林の安全・安心は重要であるため、十分に配慮しながら進めるとともに、除染の実施状況を国が定期的に、わかりやすく住民に公表周知すること。

（４）水の安全・安心の確保について

村民は、自然と共生した中で生活しており、沢水や湧水を水源としていたため、降雨後の沢水の汚濁による放射性物質による汚染が心配されているところである。

村民が安心して帰村するためには、飲料水の安全・安心が必要不可欠である。

避難指示解除見込み時期が 3 年と設定された区域については、東京電力の賠償により深井戸が掘削されることになっており、住民の約９割が深井戸の掘削を望んでいるが、除染とともに作業は大幅に遅れている。

一方、避難指示解除見込み時期が 5 年以降とされた区域については、必要に応じて、深井戸を掘削するなどの対策が講じられることになっているが、具体的な方法などについては、未だ調整中となっているところも多い。村民一体となって復興を進めるためにも早急に調整し、住民の意向に沿った形で深井戸を掘削するなどの対策を講じていくこと。

さらに、村内の農業用水は、森林からの水に汚染物質が混入し農地に直接流れ込むことから、汚染物質が農地へ流入しないための対策を講じること。

（５）森林の安全・安心の確保について

避難生活を送る村民が一日も早く村に戻り、全村民が安全・安心な生活を取り戻し、本村の社会経済を再生させるためには、生

活圏と一体で、水源ともなっている森林の徹底した除染が必要不可欠であり、住居周辺 20m以内の除染では、森林からの影響は減少せず線量低減効果は十分ではない。

住居周辺 20m以遠の森林の除染のあり方については、国が先頭に立ち最後まで責任を持って課題解決を図るため、蓄積されつつある技術的知見を踏まえ、県及び市町村と連携しながら速やかに検討を行い、早期に方針を示し、早急に森林除染を行うこと。

（６）宅地等の安全・安心の確保について

一日も早い帰村に向けては、村民の居住地等における徹底した除染の実施は当然のことである。除染困難とされた構造物については、解体手段や賠償等の考え方について、速やかに示すこと。

また、宅地周辺の屋敷林や敷地内の立木が、放射線量を引き上げているため、地権者の意向を尊重しながら、伐倒等による除染を行うこと。

（７）農業・農地の再生について

農業の再生には、空間線量の低減や土壌の放射性物質濃度の効果的な低減を目的とした表土剥ぎ等による徹底した除染と、除染後農地への客土や施肥等による地力回復対策が必要不可欠であり、線量低下や地力回復への取り組みは基より、農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、継続的な支援を実施すること。

（８）工事廃棄物の処理について

区域見直し後に発生する工事廃棄物は、8,000 Bq/kg以上のものを除き、事業者の責任において処理することになっているが、産廃処理業者は受け入れていないのが現状である。また、環境省は仮置き場が十分に確保できない場合には、除染廃棄物以外の仮置き場への搬入を認めていない。

インフラ復旧を進める上で、工事廃棄物は当然に発生するものであり、国が責任をもって、十分な仮置き場を確保するとともに、汚染基準に関わらず廃棄物の処理を行うこと。

【リスクコミュニケーションについて】

（９）安心安全な線量基準と住民の放射線の理解について

帰村に向けては現在の避難基準である20mSv/yでは住民は納得しないため、新たに安心して帰村できる線量の基準を設けること。

また、住民が帰村を検討するための放射線への理解は未だ十分ではなく、大きな不安を持ちながら避難生活を送っている状況である。

このような状況を改善するため、国においては放射線に関するリスクコミュニケーションに積極的に取り組み、住民の不安を取り除くこと。

【居住環境について】

(10) 仮設住宅の住環境の改善について

避難中においても、現在の仮設住宅は居住環境が劣悪なため、

住民の心身の健康を確保する必要があることから、村外においても復興公営住宅の整備を強力に支援するなど、早急に住環境を改善すること。

(11) 復興公営住宅の整備について

避難指示の区域見直しにより帰還困難区域に設定された地域があること、長期にわたる避難により損傷が悪化した家屋が相当数あること、子ども達の健康への影響に不安を持つ世帯があること、高齢者世帯では自立した生活を送ることに不安が多いこと等から、帰村したくても帰村できない世帯が多いと考えられる。

このため、本村では、村内及び三春町に復興公営住宅の建設を予定しており、三春町をはじめとした関係機関と調整を進めている。復興公営住宅の建設は、復興交付金や長期避難者生活形成交付金を財源にしたいと考えており、避難者の要望を十分に取り入れた構造・配置とするなど柔軟かつ迅速に運用できるようにすること。

また、復興公営住宅には避難指示解除準備区域の避難者の入居を認めるとともに、充実した避難者の家賃支援制度を確立し継続すること。

(12) 既存住宅の復旧・復興について

本村においては、地震による家屋の損傷等は、さほど大きく無かったが、長引く避難生活のため、著しく劣化している。

除染後も家屋の改修・修繕をしなくては、住めるような状況にはなく、帰村に向けて、改修・修繕にかかる財源の補助などを徹底すること。

【雇用の確保について】

(13) 既存企業の再生と雇用の確保について

本村の大きな雇用の場であった三恵舎や葛尾電子工業をはじめ、各店舗などの個人事業者に対し、早期帰村への手厚い支援策を講じ、村民の雇用・収入の確保を図るとともに、帰村した企業の再生に繋がる施策を講じること。

(14) ふくしま産業復興企業立地補助金の予算拡充等について

本村の一日も早い復興を図るためには、何よりも雇用の復活が不可欠であることから、ふくしま産業復興企業立地補助金の避難自治体に対する予算枠を大幅に拡充するとともに、継続的な財源確保を図ること。

(15) 福島県が実施する雇用確保事業の財源確保について

本村では、福島県が実施している「絆づくり応援事業」及び「緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）」を活用して、治安維持、環境整備、放射性物質の検査などに当たる人員を確保し、雇用の確保に役立てている。本事業については、継続して財源の確保を図ること。

(16) 最先端技術関連産業の集積について

本村の復興には、既存産業の再生はもとより産業構造を大きく転換していく必要があることから、再生可能エネルギー環境関連産業等の最先端技術に係る産業立地を推進し、新産業の集積を図るとともに、研究開発拠点の整備を復興施策として実施すること。

【インフラについて】

(17) まちづくりに係る土地取得等について

村内における企業誘致や復興公営住宅の整備、福祉施設の整備等のためには、大規模な土地の造成が必要である。

また、大規模造成により放射線量ゼロエリアが確保され、住民の安心につながるものである。

このため、国においては、国有林の無償譲渡や土地の造成に関し、津波エリアでの盛土や農地への客土での残土の活用も含めしっかりと支援すること。

(18) 医療機能を備えた高齢者福祉施設の整備について

高齢化が進むなかで、高齢者がより安心して暮らせるよう村内の医療・福祉環境の充実を図る必要がある。このことから医療機能を備えた高齢者福祉施設を整備すること。

(19) 道路網の整備について

近隣市町村が帰還困難区域に指定されたことにより、東側への道路網が閉鎖されている状況であり、緊急時を想定した多方面へ複数の幹線避難路を整備すること。

また、本村は医療や商業をはじめ多くのサービスについて他町村のインフラを活用してきたことから、西側への道路網が大きく整備改善されることが避難解除の条件となるため、県道落合浪江線・県道浪江三春線・県道常葉野川線・県道原町浪江線の整備を早急に行うこと。

(20) 広域インフラの整備について

本村では、震災以前は、消防、廃棄物処理、汚泥処理、火葬等の生活基盤は、双葉地方広域市町村圏組合により行われていた。

この広域インフラの早期復旧を図るとともに、復旧がされるまでの間新たな広域インフラの調整整備を図ること。

【既存措置の継続について】

(21) 既存措置の継続について

固定資産税、国保税・介護保険料の減免、高速道路の利用料、医療費の無料化を継続すること。また、それに伴う村の財源を補填すること。